

「歴史的課題への挑戦と未来への躍進」の
実現に向けた提案・要望

<針路別提案・要望>

針路1 災害・危機に強い埼玉の構築

■危機管理・防災体制の再構築



1 大規模地震対策の強化



要望先：内閣府、国土交通省

県担当課：危機管理課、都市計画課、市街地整備課、建築安全課

◆提案・要望

東日本大震災による教訓を踏まえ、近い将来発生が予想される首都直下地震の減災のため、国が主体になり、住民自らが行う住宅等の耐震化や液状化対策、家具の固定や水・食料の備蓄、災害用伝言サービスの体験などの自助の取組や地区防災計画の推進などの共助の取組を実施するとともに、首都直下地震の減災に必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では平成27年度から、家具の固定、水・食料の備蓄などの自助の取組を普段の生活の中で取り組んでもらう「イツモ防災事業」を展開している。
- ・ 「地震時等に著しく危険な密集市街地」である川口市芝地区などでは、引き続き、住宅市街地総合整備事業を活用して住宅密集地の解消に向け取り組んで行く必要がある。
- ・ 住宅の耐震化率は令和5年度末で94.4%、多数の者が利用する民間建築物の耐震化率は令和5年度末で95.4%である。埼玉県建築物耐震改修促進計画において、令和7年度における耐震化の目標を、住宅95%、多数の者が利用する民間建築物及び耐震診断義務化建築物についておおむね解消と定め、その達成に向けて取り組んでいる。

しかしながら、国の耐震診断や耐震改修等の補助制度である住宅・建築物防災力緊急促進事業の着手期限が令和8年3月31日までとなっており、政策継続上の課題となっている。

- ・ 平成23年3月に発生した東日本大震災では、震源から遠く離れた本県でも液状化が発生し、木造住宅などに建物被害が生じた。令和6年能登半島地震では、建築物だけでなく、道路や宅地についても広範囲に液状化被害が発生している。本県においても、液状化の危険性が高い地域が存在しており、液状化調査や対策工事などに取り組む必要がある。

◆参考

○「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成27年3月閣議決定）

- ・ 今後10年間で達成すべき減災目標
 - 死者数 約2万3千人から概ね半減
 - 建築物全壊・焼失棟数 約61万棟から概ね半減
- ・ 主な施策の具体目標
 - 密集市街地の感震ブレーカー等設置率 25%（令和6年）
 - 危険な密集市街地の解消割合 100%（令和2年）※

※引用元である「住生活基本計画（全国計画）」（令和3年3月閣議決定）では以下のとおり。

危険密集市街地の面積 おおむね解消（令和12年）

危険密集市街地の地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率 100%（令和7年）

○液状化に係る被害想定

- ・ 首都南部直下地震
(H25.12 内閣府 防災対策推進検討会議 首都直下地震対策検討ワーキンググループ)
【全壊棟数】 埼玉県 4,900棟 千葉県 5,600棟 東京都 7,000棟 神奈川県 2,800棟
【半壊棟数】 公表無し
- ・ 南海トラフ巨大地震（被害が最大となるケース）
(R7.3 内閣府 中央防災会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ)
【全壊棟数】 埼玉県 800棟 千葉県 0棟 東京都 300棟 神奈川県 700棟
【半壊棟数】 埼玉県 7,000棟 千葉県 20棟 東京都 2,100棟 神奈川県 5,800棟

2 被災者生活再建支援法の支給対象の拡大



要望先 : 内閣府
県担当課 : 災害対策課

◆提案・要望

- (1) 同一の自然災害において、住宅全壊世帯数の基準を満たす市町村は被災者生活再建支援法の適用対象となるが、基準を満たさない市町村は適用対象とならず被災者間に不均衡が生じている。一部地域が法の適用対象となるような自然災害が発生した場合において、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域を支援の対象とすること。
- (2) 中規模半壊に至らない床上浸水などについても被災者の生活基盤に著しい支障を来す場合があるため、支給対象の拡大について検討すること。
- (3) 被災者生活再建支援制度の支給対象が拡大されるまでの間、都道府県独自の支援に対し特別交付税措置を講ずること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 平成25年竜巻災害において、越谷市は住家全壊世帯数が基準を満たしていたため被災者生活再建支援法が適用されたが、隣接する松伏町は基準に満たず適用されなかった。このため、同一災害にもかかわらず不均衡が生じた。
- ・ また、平成29年台風21号や令和元年東日本台風では床上浸水により生活基盤に著しい被害を受ける被災者が多数発生したが、大規模半壊以上の住家被害でないと被災者生活再建支援法が適用されないため、被災者の生活再建を支援することができなかった。
- ・ その後、令和2年12月には被災者生活再建支援法が改正され、損害割合30%台の「中規模半壊」が支援金の支給対象となったが、損害割合20%台の「半壊」は対象にならなかった。
- ・ このため、県と県内市町村が共同で運営する「埼玉県・市町村被災者安心支援制度」により、平成26年4月から被災者生活再建支援法が適用されない全壊世帯、大規模半壊世帯に支援金を支給することとしている。さらに、令和2年度に制度を拡充し半壊世帯に特別給付金を支給することとしている。
- ・ 埼玉県・市町村被災者安心支援制度では、中規模半壊以上の世帯に対し、支援金を支給する場合の負担割合は県3分の2、市町村3分の1であるが、支給額の2分の1について特別交付税が措置されるため、実質的な負担割合は国3分の1、県3分の1、市町村3分の1となっている。
一方、半壊特別給付金の支給に対しては、特別交付税措置がないため、負担割合は県2分の1、市町村2分の1であり、全壊、大規模半壊、中規模半壊と比べ県と市町村の負担が重くなっている。

3 大規模災害に備えた基盤の再構築



要望先 : 警察庁
 県担当課 : (警) 危機管理課

◆提案・要望

大規模災害において、迅速・的確な救出救助を行うための災害対策用資機材（災害対策用車両等）の整備に必要な財政支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- 令和元年東日本台風では、県内に甚大な被害をもたらせたほか、浸水による高齢者施設の孤立事案等、多数の救出救助事案が発生した。本県は県土に占める河川面積割合が全国2位であり、台風や局地的大雨などの影響により河川の氾濫や堤防の決壊等が発生すれば、甚大な被害を及ぼす可能性が非常に高い。
- 首都直下地震は、今後30年以内に70%の確率で発生すると予想されており、本県では人口密度が高い県南地域を中心に甚大な被害が想定されるなど、大規模災害への備えは喫緊の課題である。
- 大規模災害において、迅速・的確な救出救助活動を行うため、県警察において災害対策用資機材の整備、更新を推進しているところ、更なる資機材の整備が必要である。

◆参考

○近年の主な災害（全国）

発生年	月	災害の名称等	死者・行方不明者数（災害関連死者等含む）
令和元年	9月	房総半島台風（台風15号）	死者9人
	10月	東日本台風（台風19号）等	死者118人、行方不明者3人
令和2年	7月	令和2年7月豪雨	死者86人、行方不明者2人
令和3年	1月	1月7日からの大雪等（雪害）	死者35人（除雪作業等）
	2月	福島県沖地震（震度6強）	死者3人
	7月	熱海市伊豆山土石流災害等	死者28人、行方不明者1人
	10月	千葉県北西部地震（震度5強）	なし
令和4年	3月	福島県沖地震（震度6強）	死者4人
令和6年	1月	令和6年能登半島地震（震度7）	死者549人、行方不明者2人
	7月	7月25日からの大雨	死者5人
	8月	台風第10号	死者8人
	9月	奥能登豪雨等	死者17人

消防庁公表

4 地震に関する調査研究の推進



要望先 : 文部科学省
県担当課 : 危機管理課

◆提案・要望

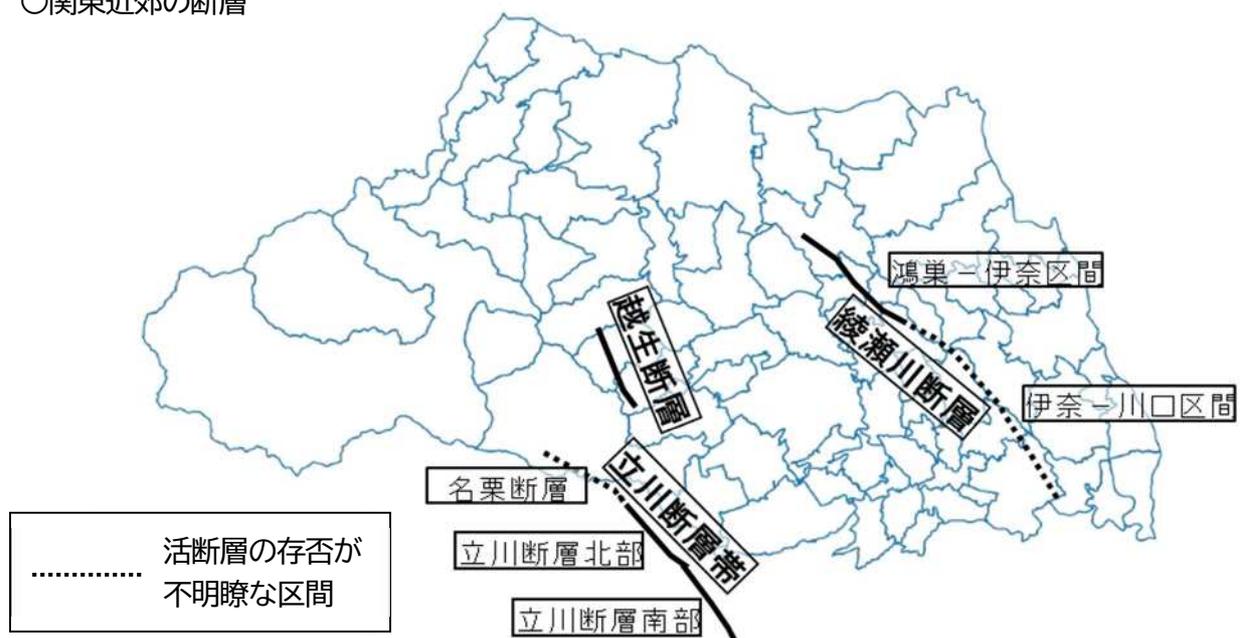
- (1) 地方自治体が地震に関する調査研究の成果を防災対策に活用できるよう、国は、基礎的な調査研究をより一層推進し、綾瀬川断層の伊奈―川口区間や立川断層帯の活断層の存否を早急に明らかにすること。
- (2) 活断層と評価したにもかかわらず地震発生確率が不明としている断層について発生確率を明らかにすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 関東近郊は複雑な地殻構造をしているため、この地域の地震発生メカニズムの解明には、最新の地震観測システムによる観測や活断層の調査など、基礎的な調査研究が重要である。
- ・ 綾瀬川断層の伊奈―川口区間については、地震調査研究推進本部が「関東地域の活断層の長期評価（平成27年度）」において新たに活断層の可能性を認定した。その後、平成28年度の詳細調査の結果、この区間の大部分は活断層ではないとされたが、いまだに活断層の認定の見直しには至っていない。
- ・ 立川断層帯については、同推進本部が「立川断層帯の重点的な調査観測（平成24～26年度）」及び「活断層の追加・補完調査（平成27年度）」において、立川断層帯の一部（名栗断層）は活断層ではないとされたが、いまだに活断層の認定の見直しには至っていない。
- ・ 越生断層については、「関東地域の活断層の長期評価（平成27年度）」により新たに活断層として認定されたが、詳細調査が実施されていないため、地震発生確率は不明である。

◆参考

○関東近郊の断層



5 消防防災関係施設・設備の拡充



要望先 : 消防庁
県担当課 : 消防課

◆提案・要望

大規模災害時における緊急消防援助隊の活動に有効な車両や資機材（水上オートバイ、バッテリー式救助用破壊器具等）について、国有財産の無償使用制度により消防本部に配備できるよう必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 近年、頻発しているゲリラ豪雨や台風などの大規模災害の発生時に緊急消防援助隊が応援出動する場合、消防の能力を十分活用するためには、浸水区域において、瓦礫・漂流物に強く、迅速な捜索・救助活動を可能とする水上オートバイが必要である。水上オートバイは令和元年度に国有財産の無償使用制度により一部の県に配備されたが、本県では要望したものの配備には至らなかった。
- ・ 国有財産の無償使用制度により配備され10年程度経過した資機材（指揮支援部隊用資機材、バッテリー式救助用破壊器具等）について、経年劣化が進んでおり、緊急消防援助隊出動時の活動に支障が出てしまう状況であるため、計画的な更新配備が必要である。

6 消防団の装備に対する支援



要望先 : 消防庁
県担当課 : 消防課

◆提案・要望

消防団に配備する消防用又は防災行政用の無線局の携帯用無線機を国庫補助の対象とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 消防団の装備の基準第5条第1項では、「消防団は、班長以上の階級にある消防団員の数に相当する数の「消防用又は防災行政用の無線局の携帯用無線機」（以下、消防用等携帯用無線機という。）を配備するものとする。」と規定している。
- ・ しかし、消防団設備整備費補助金交付要綱では、消防用等携帯用無線機は補助対象となっていない。
- ・ 管轄の消防本部等と現場の消防団幹部との双方向の通信伝達手段を確保するためには、消防用等携帯用無線機は必要な装備であるが、非常に高額であることから、対象者すべてに配備することは困難である。
- ・ 早期に消防用等携帯用無線機を配備するためには、国庫補助の対象とすること及び安価に購入できる仕組みの構築が必要である。

7 地籍整備の推進



要望先：法務省、国土交通省
県担当課：土地水政策課

◆提案・要望

<地籍調査事業に必要な財源の確保>

- (1) 地籍調査を推進するため、事業に必要な財源を十分に確保すること。
- (2) 車載写真レーザ測量や航空レーザ測量など、更なる効率的な調査手法の導入を積極的に推進すること。

<法務局地図作成事業の拡充>

- (3) 都市部における人口集中地区かつ地図混乱地域で実施される法務局地図作成事業について、更なる調査箇所数の増加や面積の拡大を図ること。

◆本県の現状・課題等

<地籍調査事業に必要な財源の確保>

- ・ 自然災害が激甚化・頻発化する中、災害復旧の迅速化等を図るため、地籍調査を着実に推進することが重要である。
- ・ 本県の地籍調査の状況は進捗率約33%、着手率約70%といずれも全国平均を下回っている。
- ・ 令和6年度の国庫補助金は要望に対して満額確保されておらず、計画どおり実施できていない(令和6年度要望額に対する交付決定額の割合：67.5%)。また、予算が十分確保されていないことにより、未着手・休止団体での地籍調査の実施に向けた検討が進まない状況にある。
- ・ 国では調査の遅れている都市部及び山村部において、車載写真レーザ測量や航空レーザ測量などの調査・検討を進めているが、更なる効率的な調査手法の導入が必要である。

<法務局地図作成事業の拡充>

- ・ 調査の遅れている都市部における人口集中地区かつ地図混乱地域では公図の精度が著しく低く、地籍調査の実施が困難な状況にある。

◆参考

○地籍調査の進捗率(%)

区分	全国	埼玉県
人口集中地区	27	25
人口集中地区以外	宅地	47
	農用地	44
	林地	19
合計	53	33

※ 進捗率は令和5年度末時点

8 緊急一時避難施設を必ずしも前提としない避難行動の啓発



要望先：内閣官房、総務省
県担当課：危機管理課

◆提案・要望

ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を軽減するためのより実効的な啓発として、緊急一時避難施設を必ずしも前提としない避難行動の啓発を継続的に取り組むこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国は、令和7年度末までを集中的な取組期間として、国民保護法に基づく避難施設のうち、弾道ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難先となるコンクリート造りの堅ろうな建築物や地下施設（緊急一時避難施設）の指定を推進している。
- ・ しかし、Jアラートによるミサイル発射情報発出後の時間的な余裕は少ないと見られるところ、緊急一時避難施設に避難することは極めて困難と考えられる。
- ・ 諸外国では、近くの頑丈な建物や地下施設に避難するだけでなく、物陰に身を隠したり、地面に伏せて頭部を守る行動をとるなど、可能な避難措置をとることが徹底されたことによって、生存確率が高まった事例もあることから、こうした情報についても国民に対し、更に広く・継続的に周知する必要があると考える。

◆参考

- Jアラート：全国瞬時警報システム（Jアラート）とは、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステム。

9 消防庁貸与ヘリコプター維持管理費に対する財政措置の拡充



要望先 : 総務省、消防庁
県担当課 : 消防課

◆提案・要望

消防庁貸与ヘリコプター維持管理費に対する財政措置を拡充すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、平成24年3月に消防庁保有ヘリコプターの貸与を受け、緊急消防援助隊や近隣県との相互応援等により、広域的な災害活動を行ってきた。
- ・ 消防庁機の維持管理費には特別交付税措置があるが、算定額と実際の維持管理経費には乖離があり、令和6年度に特別交付税措置の拡充が図られたものの、依然として県の財政負担が大きい状況である。
- ・ 今後とも緊急消防援助隊や北関東等への災害応援活動の要としての役割を十分に果たしていくため、消防庁貸与ヘリコプターの維持管理費に関して実態に合うよう、更なる財政措置の拡充が必要である。

10 エアポート導入に係る地方財政措置の新設



要望先 : 消防庁
県担当課 : 消防課

◆提案・要望

消防本部によるエアポート購入に対する地方財政措置の新設や、総務省消防庁が保有するエアポートの消防本部への無償貸与を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ エアポートは動力が水上にあり船底には摩擦率の低い特殊樹脂が施されており、従来のボートでは走行不可能な浸水エリアと陸地が混在するエリアでも人員を目的地まで乗り降りさせずに移送することが可能なため、災害時に効率的な救助が可能となる。
- ・ これまでも、平成27年9月関東・東北豪雨や令和元年台風19号などにおいて多数の人命を救助している。
- ・ 本県においてもエアポートの有用性を認識している消防本部があるが、購入価格が約2千万円と高額であることがネックとなり導入の検討が進んでいない。

11 駅構内施設における防火対象物規制の見直し【新規】



要望先 : 消防庁
県担当課 : 消防課

◆提案・要望

駅構内に商業施設を有する大規模な駅舎において、乗降場に通じる通路等のうち商業利用する範囲についてスプリンクラーの設置を必要とするよう規定を見直し、防火対象物に対する規制の不均衡を是正し火災発生時の安全性を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 県では、平成17年に大宮駅で駅改札内の商業施設「エキュート大宮」が開設したことをはじめとして、駅改札内や駅コンコースに移動型仮設店舗や催事場を設けるなど駅構内の商業利用が進んでいる。
- ・ 消防法上、建築物の用途に応じて防火上必要となる消防用設備等の設置に係る基準が定められている。百貨店等の店舗では規模に応じて、通路を含む建物内にスプリンクラーを設置する義務が課されている。
- ・ 駅構内に商業施設を有する大規模な駅舎においては、近隣の百貨店等と同様に多くの利用客が滞在しているが、現行の規制では車両の乗降場に通じる階段及び通路部分はスプリンクラーを設置すべき部分から除外されている。
- ・ このことは駅構内の商業利用が進む現状に合致しておらず、また通路部分も含めてスプリンクラーの設置が必要とされる百貨店等と比較した際に規制の不均衡を生じさせている。乗降場に通じる通路等のうち商業利用する範囲について、スプリンクラーの設置を必要とするよう規定を見直し、火災発生時の安全性を確保することが必要である。

■治水・治山対策の推進

1 下水道雨水管きよ等整備に対する支援の強化



要望先：国土交通省
県担当課：下水道事業課

◆提案・要望

ゲリラ豪雨や集中豪雨から住民の生命と財産を守るため、市町村が行う公共下水道の雨水管きよ等整備に係る交付金の要望に対して必要な所要額を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 近年、各地で時間雨量50ミリメートルを超えるような集中豪雨の発生回数が増加傾向にあり、内水氾濫による浸水被害発生リスクが増大しており、県内においても毎年床上・床下浸水の被害が発生している。
- ・ 本県の公共下水道雨水管きよ等整備率（雨水管きよ等整備済面積／全体計画面積）は、令和5年度末で約29%と低く、早急な公共下水道の雨水管きよ等の整備が求められている。
- ・ 雨水管きよ等整備は公費が原則であり、各市町村の財政負担が厳しい状況にあるため単独費による整備は困難な状況である。

◆参考

○過去の浸水実績

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
床上浸水（棟）	2,090	72	0	52	820
床下浸水（棟）	3,376	71	4	128	3,224
合計（棟）	5,466	143	4	180	4,044

■感染症対策の強化



1 個人防護具の備蓄に要する経費への財政支援措置の創設【新規】



要望先 : 厚生労働省
県担当課 : 感染症対策課

◆提案・要望

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、新たに都道府県の義務として明記された個人防護具の備蓄に要する経費について、購入、保管、更新及び廃棄に係る費用も含め、県の負担が生じることのないよう財政支援措置の創設を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国は、新型コロナウイルス感染症の流行初期において個人防護具の不足が医療提供に大きな影響を及ぼしたことを受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正し、個人防護具の備蓄について国及び都道府県の責務として新たに明記した。
- ・ このため、県では、令和7年度より個人防護具の備蓄を進めているところであるが、備蓄に係る購入や保管等の費用については、国からの財政支援措置が示されていないため、現状、県の自主財源にて支出することを余儀なくされている。
- ・ また、国では、個人防護具の使用推奨期限を5年と示しているものの、今後想定される備蓄品の更新や廃棄手続きについても、財政支援措置を示していないため、その費用についても県にとって大きな負担となることが予想されている。

◆参考

○令和7年度新興感染症対策連携強化事業費

購入費用（7日分）	流通備蓄費用（24日分）	計
購入費31,850千円+保管料21,563千円/年	14,152千円/年	67,565千円

2 感染症法に基づく各種届出における医療機関の電子カルテシステムと感染症サーベイランスシステムの連携について【新規】



要望先 : 厚生労働省
県担当課 : 感染症対策課

◆提案・要望

- (1) 国が整備する電子カルテ情報共有サービスにおいて、感染症発生届をはじめとする感染症法に基づく各種届出について、医療機関の電子カルテシステムと感染症サーベイランスシステムの連携が図れるよう、早急に措置を講じること。
- (2) 医療DXの推進に当たっては、医師や医療機関に過度な負担が生じることのないよう特段の措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ コロナ禍において急激な感染拡大期を迎えた中でも、医療機関からの感染症発生届は依然としてFAXで提出されていた。保健所では、それらの届出内容を感染症サーベイランスシステムに代行入力せざるを得ず、この作業が業務のひっ迫を招く大きな要因となっていた。
- ・ 国では、感染症法を改正のうえ、感染症発生届を電磁的方法により報告することについて規定したところである。また、社会保障審議会医療保険部会では、電磁的方法による報告について実効性を確保するため、医療機関の電子カルテシステムと国の感染症サーベイランスシステムとを、電子カルテ情報共有サービスを経由して連携させることについて議論が進められている。
- ・ 一方で、各医療機関の取組については大きな差異があり、昨年11月現在、全国の医療機関からの電磁的方法による感染症発生届は全体の30%程度に留まっている。
- ・ 昨年7月に国が策定した新型インフルエンザ等対策政府行動計画では、「新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療DXを含め、感染症危機対応に備えたDXを推進していくことが不可欠である」との強い決意が示されており、その具体的手法の一つとして電子カルテと発生届の連携が示されている。

3 結核病床の確保



要望先 : 厚生労働省
県担当課 : 感染症対策課

◆提案・要望

結核病床の運営が病院経営の圧迫とならないよう、空床に対する収入補助制度の創設等、制度の在り方を検討すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 結核患者の減少及び入院治療の短期化により、結核病床の利用率が低下している。結核病床は他の疾病患者に関し空床利用が認められていないため、病床の運営が病院経営を圧迫しつつある。このため、結核病床を廃止する医療機関が生じており結核病床数は減少している。
- ・ 本県においては、平成24年及び平成28年に20床ずつ、更に平成29年に21床減少しており、今後とも更なる結核病床数の減少が予想される。
- ・ このまま減少していくと、結核患者の集団発生に対応できなくなることが懸念される。
- ・ 感染症指定医療機関における感染症病床の空床は一般病床として利用可能であるとともに、空床に対する運営費補助もあるため、結核病床についても同様に一般病床としての利用や空床に対する補助制度の創設等の制度の在り方の検討が必要である。

◆参考

○本県における結核病床の利用状況

年月	月末病床利用率
令和6年1月	26.2%
令和6年2月	37.7%
令和6年3月	23.8%
令和6年4月	19.2%
令和6年5月	17.7%
令和6年6月	16.9%
令和6年7月	25.4%
令和6年8月	21.5%
令和6年9月	14.6%
令和6年10月	14.6%
令和6年11月	21.5%
令和6年12月	24.6%

4 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方法の見直し



要望先 : 厚生労働省
 県担当課 : 感染症対策課

◆提案・要望

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について、特に有効利用及び財政負担軽減の点を踏まえ、より効率的な備蓄制度の在り方を検討すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和6年9月3日に、抗インフルエンザ薬の備蓄目標量を変更する旨の国の通知があり、備蓄目標として、国と全都道府県でそれぞれ1,750万人分備蓄することとされ、本県においても、この目標を基に備蓄を行っている。
- ・ 本県では、備蓄を開始した平成18年度からこれまでの間に累計約56億3千万円にも上る購入を行っており、大きな財政負担が生じている。
- ・ 一方、備蓄薬は、新型インフルエンザの発生を厚生労働大臣が認め、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置を実施する場合に限って、治療薬の流通状況を踏まえて放出できることとなっており、使用する機会が非常に限定的となっている。
- ・ また、使用期限が経過した薬剤は、廃棄処分にせざるを得ず、大きな資源及び財政上の無駄が生じることから、全国的にも大きな課題として捉えている。
- ・ 国においては、特に備蓄薬の有効利用及び財政負担軽減の点を踏まえ、より効率的な備蓄制度の在り方を検討すべきである。

◆参考

○備蓄目標量（万人分）（令和6年9月3日の国通知による）

	タミフル		リレンザ	イナビル	ラピアクタ	ゾフルーザ	計
	カプセル	ドライシロップ					
国	451.5	261	106	564	40.5	127	1,750 (内アビガン200含む)
都道府県	510	294.5	119.5	637	45.5	143.5	1,750
流通備蓄	290	170	70	360	30	80	1,000
計	1,310	759	309	1,634	121	367	4,500

○本県の備蓄量（万人分）（令和6年度末現在）

	タミフル		リレンザ	イナビル	ラピアクタ	ゾフルーザ	計
	カプセル	ドライシロップ					
埼玉県	22.74	18.49	6.98	40.55	5.03	8.38	102.17

5 予防接種の速やかな定期接種化



要望先：厚生労働省
県担当課：感染症対策課

◆提案・要望

- (1) ワクチン接種で防ぐことが可能な病気を予防するため、また接種に対する経済的負担の軽減を図るため、ワクチン接種に関して対象年齢、安全性、費用対効果などの議論を早急に進め、有効性や安全性が認められたおたふくかぜワクチンについては速やかに定期接種に位置付けること。
- (2) 接種の経済的負担の軽減や健康被害が生じた場合の救済の観点から、現在は任意接種となっている造血細胞移植を行った場合のワクチン再接種について、定期接種の対象とすること。
- (3) 帯状疱疹ワクチンの定期接種の対象年齢について、新たに開始された定期接種の状況等を踏まえ、継続して検討していくこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国が平成26年に定めた予防接種に関する基本的な計画において、ワクチンギャップ解消のため「広く接種を推進していくことが望ましい」とされた七疾病のうち、定期の予防接種に位置付けられていない水痘、おたふくかぜ、B型肝炎及び成人の肺炎球菌感染症の四疾病については必要な措置を講じる必要があるとされた。
- ・ 四疾病のうち水痘、B型肝炎、成人の肺炎球菌感染症については定期の予防接種となったが、おたふくかぜは未だ定期予防接種に位置付けられていない。
- ・ 病気の発生・まん延防止及び国民の健康維持の観点から、ワクチン接種で防ぐことが可能な病気については有効なワクチンを定期接種に位置付けるべきである。
- ・ また、小児がんの治療として造血細胞移植を行った場合、予防接種で得られた免疫が低下もしくは消失し、感染症に罹患する頻度が高くなる。
- ・ そのため、学会ガイドラインでは、移植後の予防接種により感染症の発症予防又は症状の軽減が期待できる場合には、その実施が推奨されている。
- ・ 一方、現行の予防接種法では、ワクチンの接種回数が規定されており、この回数を超える接種は定期接種の対象外となるため、再接種は任意接種となり、複数のワクチンを接種すると接種費用が高額となり、被接種者の負担が大きくなっている。
- ・ 病気の発生・まん延防止及び国民の健康維持の観点に加えて、経済的負担の軽減や健康被害が生じた場合の救済の観点から、国においてワクチン再接種の定期接種化を検討していただきたい。
- ・ 帯状疱疹ワクチンについて、国は、令和7年4月以降の定期接種に位置付けた。定期接種の対象年齢は、年代別の罹患率や費用対効果を踏まえ、国の審議会により65歳とされ、対象年齢を超える方に対しては、別途、経過措置が行われている。
- ・ 一方、定期接種化以前より、ワクチン接種が50歳以上とされていることから、任意接種に対して、対象年齢を50歳からとした独自の助成を行っていた自治体もある。県内では独自の助成制度を持つ36市町全てが50歳以上の方を対象にしていた。
- ・ 帯状疱疹ワクチンの定期接種の対象年齢については、新たに開始された定期接種の状況等を踏まえ、継続して検討していく必要がある。

6 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）の発生メカニズムの解明・治療薬の開発等



要望先：厚生労働省

県担当課：感染症対策課

◆提案・要望

- (1) 専門家による分析・検証を行うなど罹患後症状（いわゆる後遺症）の発症メカニズムの実態解明や治療薬の開発を早急に進めること。
- (2) 後遺症の診療を行う医療機関に対する診療報酬の加算を措置するとともに、重篤な症状により生活に支障が生じている患者への経済的な支援制度を整備すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 新型コロナウイルス感染症については、様々な罹患後症状（いわゆる後遺症）が報告されている。
（後遺症の例）強い倦怠感、味覚・嗅覚障害、呼吸困難、抜け毛、うつ症状
- ・ 一方、これら後遺症に対する機序が解明されていないことから、後遺症の診療を行う医療機関は少なく、後遺症に苦しむ方の治療機会を確保することが困難となっていた。
- ・ このような状況を踏まえ、本県では県医師会と協力し、診療の指針となる症例集を作成するなど、医療機関への支援を通じて、対応医療機関の拡充に取り組んできたところである。
- ・ しかし、長期間に渡り後遺症に苦しみ、中には失業に至るなど生活に支障が生じるケースが見られることから、国においては、専門家による後遺症に関する分析・検証にとどまらず、継続的かつ安定的な医療提供体制の確保とともに、患者への経済的支援を早急に行う必要があると考える。

<後遺症に係る治療薬の開発、発生メカニズムの解明>

- ・ 後遺症患者に対して適切な診断・診療が行われるためには、メカニズムの解明等が必要である。

<医療体制の整備>

- ・ 後遺症の診療を行う医療機関に対して診療報酬の加算を措置するなど、医療体制の整備が必要である。

<経済的支援制度の整備>

- ・ 重篤な症状により生活に支障が生じている患者も一定数存在することから、国として支援制度を整備する必要がある。

7 新型コロナワクチン接種に係る財政措置等の対応【一部新規】



要望先：厚生労働省

県担当課：感染症対策課

◆提案・要望

- (1) 定期接種について、ワクチン接種を希望する方が経済的事情によることなく接種できるよう自己負担額の低減など必要な措置を講じるとともに、基礎疾患を有する方に対する定期接種の年齢要件についても検討を行うこと。
- (2) 任意接種について、定期接種の対象外となる障害者や介護をする家族の方にとって、過度な負担が生じることなく接種できるようワクチン費用の引下げに資する取組など、負担軽減策を講じること。
- (3) 医療・介護従事者等の新型コロナワクチン接種への助成制度を確立すること。
- (4) ワクチン接種の必要性や有効性、安全性について、国民が自ら判断して接種できるよう、科学的根拠に基づく分かりやすい情報発信を効果的な方法により積極的に行うこと。
- (5) ワクチンの副反応を疑う症状について国として統一的な相談窓口や専門医療機関を整備するとともに、早期に治療法等の研究を行い、全国の医療機関へ情報提供すること。また、遷延する症状を訴える方への支援策を講じること。
- (6) 健康被害救済制度について、審査手続の更なる迅速化を図ること。

◆本県の現状・課題等

<ワクチン接種費用に掛かる財政措置>

- ・ 新型コロナウイルス感染症は今後も定期的な流行が見込まれ、高齢者や基礎疾患を有する方について、多くの重症事例が確認されている。
- ・ ワクチン接種は感染対策として有効な手段であるが、新型コロナワクチンは、インフルエンザワクチンと比べ価格が高額であることや、定期接種化により、対象者が限定的であるなどの課題がある。
- ・ 障害者団体からは、透析患者について年齢制限や自己負担の撤廃の要望があるほか、定期接種の対象外となる障害者、介護する家族へのワクチンの無料化の要望がなされている。
- ・ また、医療機関、高齢者施設団体、障害者団体からは、安定した医療及び介護提供の体制を確保するため、医療・介護従事者等のワクチン接種への助成や優先接種を求める声が挙がっている。

<ワクチンの副反応等の対応>

- ・ 新型コロナワクチン接種を市町村が実施していくに当たり、その必要性や有効性、安全性について、国民が自ら判断して接種できるよう、国において科学的根拠に基づく分かりやすい情報発信を行っていく必要がある。
- ・ さらに、新型コロナワクチン接種後に副反応を疑う症状が長引いている方への支援は全国的な課題となっており、国として早期に治療法等の研究を行い、全国の医療機関と情報を共有し、適

切な支援策を講じる必要がある。

- ・ 加えて、予防接種健康被害救済制度については引き続き迅速な審査の継続や被害者へのケアが必要であるとする。

◆参考

○新型コロナワクチンに係る予防接種健康被害救済制度の審査進捗状況（令和7年3月31日時点）

	進達件数		認定件数		否認件数		未了件数					
	死亡	障害	死亡	障害	死亡	障害	死亡	障害				
埼玉県	528	83	49	359	47	8	89	22	25	80	14	16

8 麻しんワクチンの接種環境の整備【新規】



要望先 : 厚生労働省
県担当課 : 感染症対策課

◆提案・要望

麻しんワクチンについて、十分な生産体制を確保することにより、接種を希望する方が接種できる環境を整備すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 麻しんは、感染力が極めて強い感染症であり、免疫のない人が感染すると、年齢を問わずほとんどが発病すると言われている。また、主な感染経路が空気感染であることから、マスクの着用など基本的な感染対策では防ぎきれないため、予防接種が最も有効な予防策となる。
- ・ 国内での麻しん患者の発生は、令和3年、令和4年は6件であったが、令和5年には28件、令和6年には45件、令和7年は3月23日までに44件と、国際的な人の往来が再開されて以降、増加傾向にある。本県においても、令和6年10月に、約3年3か月ぶりに麻しん患者が発生し、約1か月の間に8件の患者が確認された。
- ・ 一方、国内で流通する麻しんワクチン（MRワクチン）の製造は、3社が担っている。そのうちの1社は、令和6年1月にワクチンを自主回収する事態となっており、令和7年3月までに出荷再開の見込みが立っていない。
- ・ 国からは、他の2社により、例年と同程度の供給量が確保されるとの見通しが示されているものの、具体的な供給量についての明示は無く、本県の医療現場からはワクチン不足についての意見が寄せられるとともに、医薬品卸売販売業者からも、発注に対して供給が追いつかないとの認識が示されている。
- ・ 現在、麻しんの拡大を懸念しており、県として、積極的なワクチン接種の勧奨を行うべきと考えているところであるが、麻しんワクチンの不足により、それができない状況が続いている。
- ・ 感染症法において、医薬品の供給の不足により重大な影響がある場合には、大臣が医薬品の生産を促す要請ができることとなっている。
- ・ ついては、麻しんワクチンについて、医療機関に対する正確な供給量を適時公表するとともに、十分な生産体制を確保することにより、定期接種の対象者について、接種期間内に確実に接種することはもとより、任意接種についても、接種を希望する方が接種できる環境を整備するよう要望する。

9 新たな感染症の発生に備えた保健所の体制整備



要望先：総務省、厚生労働省
 県担当課：保健医療政策課

◆提案・要望

- (1) 新たな感染症の発生に備える観点から、感染拡大期を想定した保健師の増員に係る恒常的な財政措置を講じること。
- (2) 新たな感染症の発生に備える観点から、保健所政令市への移行に係る財政支援を拡充すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 今後も新たな感染症が発生する事態を想定した恒常的な人員体制の強化が必要であり、国は保健所において感染症対応業務に従事する保健師数を約 450 名（令和 4 年度時点の約 2,700 名から令和 5 年度に約 3,150 名）増員するとともに、保健所及び地方衛生研究所の職員をそれぞれ約 150 名増員するために必要な財政措置が講じられた。
- ・ 一方、新たな感染症の発生に備えるための予防計画においては、保健所の体制として最大業務量を見込んだ人員体制を確保する必要があり、更なる増員のための地方財政措置が必要である。
- ・ また、国は保健サービスの一元的な実施の観点から、人口 20 万人以上の市に対し保健所政令市への移行の検討を求めている。
- ・ しかし、該当する市にとっては保健所の設置等に伴い見込まれる財政負担の大きさが検討を進める上での課題の一つとなっている。

◆参考

○本県の感染症対応における保健所機能強化の取組

項目	取組
保健師等の増員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 3 年 4 月 1 日付け組織・定数改正で保健師を 38 人増員 ・ 会計年度任用職員の配置
応援人員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村保健師や専門資格を持つ大学教員等の応援派遣 ・ 自宅療養者等の健康観察に係る看護師の配置 ・ 事務職員の応援派遣
外部委託等の積極的活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ クラスタ対策専門チーム「COVMAT」の設置 ・ 専門相談窓口の設置（受診・相談センター、県民サポートセンター） ・ 自宅療養者支援センターによる軽症者等の健康観察の実施 ・ 患者搬送に係る運転業務やパルスオキシメーター発送業務等の外部委託
業務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・ HER-SYS の自動架電による健康状況確認、SMS の活用